

2026 年夏季災害における介護・福祉事業所への影響に関する初期スコーピング調査

－ 被害状況と事業継続・復旧支援に関する公開資料の比較 －

介護 BCP 教育研究所 調査報告 No.01

発行日：2026 年 9 月 6 日 版：Ver.1.0

1. 調査の背景

2026 年 6 月から 8 月にかけて、国内では大雨、土砂災害、地震が相次いで発生した。内閣府の災害救助法適用状況によれば、この期間に少なくとも 6 件の災害について災害救助法が適用されている。

これらの災害について公表されている情報は、人的被害と住家被害を中心とするものが多い。一方、介護・福祉事業所は被災後も地域で高齢者への支援を継続する立場にあり、事業所自身が被災した場合にどのような影響が生じ、サービス再開までにどの程度の期間を要したのかを整理することで、実際の事業継続上の課題が見えてくる。

介護分野では、令和 6 年度から全サービスに業務継続計画（BCP）の策定が義務づけられている。ただし、厚生労働省が示す業務継続ガイドラインおよびひな形の記載は、発災直後の初動と、その後の一定期間の業務継続に重点が置かれており、実際の災害において、どの資源の喪失がサービスの休止につながり、復旧までにどのような要素が関与したのかを、公開資料に基づいて整理した資料は限られる。

2. 調査目的

本調査は、2026 年 6 月から 8 月に国内で発生した主要災害について、介護・福祉事業所への影響と復旧過程を公開資料から整理し、介護事業の事業継続上の課題を検討することを目的とする。

具体的には、次の三点を整理・検討の対象とする。

第一に、災害によって介護・福祉事業所にどのような被害が生じ、資料上どの範囲まで確認できるのか。第二に、ライフラインの被害の報告状況が、災害種別によってどのように異なるのか。第三に、災害復旧に係る財政支援制度が、どのサービス種別を対象として、どのような要件のもとに設けられているのか。

本調査は、今後予定する個別事例調査の前段に位置づける初期調査であり、災害規模の比較や、個別法人の事業継続計画の妥当性の評価を目的とするものではない。

3. 調査方法

調査対象期間 2026 年 6 月 1 日から 8 月 31 日までに発生した災害を対象とする。当該期間に発生した災害の被害および復旧状況を確認する目的に限り、9 月以降に公表された資料も使用する。

対象災害 内閣府「災害救助法の適用状況（令和 8 年度）」に掲載された災害のうち、対象期間に該当する 6 件を対象とする。

使用した資料および選定基準 行政機関および自治体の公表資料を優先して使用した。具体的には、内閣府、厚生労働省、気象庁、経済産業省、熊本県、千葉県、富山県、および独立行政法人福祉医療機構の公表資料である。

行政資料においては、個別事業所のサービス休止状況、休止期間、復旧費用の規模が公表されていない。この点を補うため、個別事例に関しては報道資料を補助的に使用した。報道資料に基づく記述については、本文中でその旨を明示している。制度内容については、行政機関や自治体等が公表する現資料を根拠とし、民間事業者による解説記事や二次的な情報は根拠資料として使用していない。

調査時点 厚生労働省の被害状況とりまとめについては、令和 8 年熊本地震は第 60 報（令和 8 年 8 月 31 日 17 時 00 分現在）、令和 8 年 8 月千葉豪雨は第 14 報（同日 17 時 00 分現在）、令和 8 年 8 月 27 日からの大雨は第 5 報（同日 9 時 00 分現在）を使用した。その他の資料の確認時点は、参考資料・出典に記載する。

比較項目 災害種別、災害救助法の適用状況、社会福祉施設等の被災施設数、ライフライン被害の種類と継続状況、サービス種別への影響、災害復旧に係る財政支援制度、集計主体および集計単位の 6 項目を比較の軸とした。

集計表の読み方 厚生労働省の社会福祉施設等の被害状況の表は、被災施設数を含む各項目について『最大』『現在』の 2 欄を設けている。本調査では、『最大』を原資料の『最大』欄に記載された値、『現在』を各報告時点の『現在』欄に記載された値として扱う。両欄の厳密な定義については資料上で十分に確認できておらず、この点については 8. 調査の限界で述べる。

AI 利用について 本調査では、公開資料の探索・整理、比較項目の検討、原稿構成および文章整理の補助に生成 AI を使用した。

掲載する事実、数値、引用および出典については、可能な限り行政機関、自治体、関係機関等の原資料を確認し、最終的な内容の確認、解釈および公開判断は介護 BCP 教育研究所が行っており、生成 AI の出力そのものを研究上の根拠または出典として使用していない。

4. 調査対象の概要

内閣府「災害救助法の適用状況（令和 8 年度）」に基づき、対象期間に災害救助法が適用された災害は次のとおりである。

災害	発生時期	災害救助法の主な適用地域
令和 8 年 6 月 24 日からの大雨	6 月 24 日～	福岡県柳川市、うきは市、みやま市、広川町ほか（6 月 25 日付）

災害	発生時期	災害救助法の主な適用地域
令和 8 年 7 月 17 日から 18 日にかけての大雨	7 月 17 日～18 日	栃木県足利市（被災者生活再建支援法も適用）
令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れ	7 月 7 日	滋賀県甲賀市
令和 8 年熊本地震	7 月 28 日	熊本県の 10 市 10 町 1 村
令和 8 年 8 月千葉豪雨	8 月 13 日～	千葉県 25 市町（千葉市を含む） ¹
令和 8 年 8 月 27 日からの大雨	8 月 27 日～	富山県、石川県、福井県の各市町

令和 8 年熊本地震について、気象庁は、2026 年 7 月 28 日 16 時 27 分頃に熊本県熊本地方の深さ 16km でマグニチュード 7.1（暫定値）の地震が発生し、熊本県宇城市および氷川町で震度 7 を観測したとしている。また、熊本県熊本地方で長周期地震動階級 4 を観測したとされる。気象庁は、陸域でマグニチュード 7.0 以上かつ最大震度 5 強以上という基準を満たしたことから、この地震および以降の一連の地震活動の名称を「令和 8 年熊本地震」と定めた。同地震は特定非常災害に指定され、激甚災害の指定も行われている。

令和 8 年 8 月 13 日からの大雨については、気象庁が 8 月 14 日に「令和 8 年 8 月千葉豪雨」と命名しており、厚生労働省のとりまとめにおける災害名称も 8 月 15 日分から変更されている。

令和 8 年 8 月 27 日からの大雨については、8 月 27 日 6 時 20 分に石川県羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町および富山県氷見市に大雨特別警報が発表され、8 月 30 日 4 時 30 分には福井県にも大雨特別警報が発表されている。

このうち、介護・福祉事業所の被害を公表資料から確認できたのは、令和 8 年熊本地震、令和 8 年 8 月千葉豪雨、令和 8 年 8 月 27 日からの大雨の 3 件である。令和 8 年 6 月 24 日からの大雨、令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れ、令和 8 年 7 月 17 日から 18 日にかけての大雨については、介護・福祉事業所の被害を確認できる資料に到達できなかった。

5. 調査結果

5-1. 令和 8 年熊本地震における社会福祉施設等の被害状況

厚生労働省「令和 8 年熊本地震について（第 60 報）」（令和 8 年 8 月 31 日 17 時 00 分現在）は、高齢者関係施設について、熊本県 997 施設、福岡県 3 施設、長崎県 2 施設において被害の報告があったとしている。同報の表には、鹿児島県いちき串木野市の 1 施設も計上されている。障害児者関係施設については、熊本県内の 455 施設から被害の報告があったとされている。救護施設については、熊本県内の 4 施設から報告があったとされている。

同報における医療施設の被害は、熊本県内 92 施設である。薬局については、熊本県薬務衛生課からの 8 月 26 日 14 時時点の報告として、被害があった 143 施設のうち 4 施設が営業不可の状

¹ 千葉県が災害救助法を適用した 20 市 4 町に加え、千葉市が直接災害救助を実施している。

態にあるとされている。

5-2. 令和 8 年熊本地震におけるライフライン被害の報告状況

高齢者関係施設（熊本県合計）について、第 60 報に記載された被災状況別の内訳は次のとおりである。

	「最大」欄（報告期間中の最大値）	「現在」欄（8 月 31 日時点）
被災施設数	997 施設	952 施設
建物被害	872 施設	867 施設
停電	66 施設	1 施設
断水	379 施設	241 施設
ガス停止	166 施設	102 施設

被害が特に多く報告された八代市では、被災施設数は報告期間中の最大 225 施設に対し、8 月 31 日時点では 223 施設であった。

被害の内訳では、建物被害は最大 178 施設に対し 8 月 31 日時点でも 178 施設、停電は最大 29 施設に対し 0 施設、断水は最大 147 施設に対し 128 施設、ガス停止は最大 72 施設に対し 60 施設であった。

障害児者関係施設について、熊本県全体では、被災施設数は報告期間中の最大 455 施設に対し、8 月 31 日時点では 420 施設であった。被害の内訳では、建物被害は最大 291 施設に対し 263 施設、停電は最大 90 施設に対し 0 施設、断水は最大 201 施設に対し 125 施設、ガス停止は最大 60 施設に対し 49 施設であった。

高齢者関係施設、障害児者関係施設のいずれも、停電については 8 月 31 日時点で 0 または 1 施設まで減少していたが、断水とガス停止は、同日時点でも多数の施設で計上されていた。

給水設備の復旧については、厚生労働省がどのような費用が補助対象になるのかを順次周知しており、8 月 10 日には、井戸水を使用する高齢者施設等について、被災した井戸の復旧費を災害復旧に係る補助制度の対象とすることが周知された。8 月 14 日には、施設内配水管の検査費用や、小規模分散型水循環システムの利用に要する費用についても補助対象となることが示された。さらに 8 月 17 日には、これらの内容があらためて周知された。

5-3. 令和 8 年熊本地震における人的支援および介護報酬等の取扱い

第 60 報によれば、災害支援ナースの派遣は、7 月 30 日から熊本県内の医療機関に対して、8 月 3 日から避難所に対して開始された。介護施設に対する派遣が開始されたのは 8 月 6 日であり、8 月 31 日 12 時時点では県外（京都府）の災害支援ナース 4 名が氷川町の 2 施設で活動していたとされる。

災害派遣福祉チーム（DWAT）については、8月31日時点で熊本県内において19チームが活動中とされている。社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣については、熊本県内の25施設から職員派遣の要望があり調整済みとされ、8月12日から他の都道府県の施設等からの派遣が開始されたとされている。

介護保険関係の取扱いとして、同報には次の事項が記載されている。7月28日に、災害救助法が適用された自治体に対し、被災した要介護高齢者等について利用者負担の減免や介護保険施設等における災害等による定員超過利用が認められることが周知された。同日、被災者が被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できる取扱いも周知されている。

7月29日には、請求明細書の提出期限等について柔軟な対応が可能であること、および被災事業所がサービス提供記録等を滅失または毀損等した場合に令和8年7月サービス提供分について概算による請求を行うことを可能とすることが周知された。7月30日には、その具体的な取扱いが示され、8月20日に一部更新された事務連絡が発出されている。

7月30日には、熱中症予防の取組を含めた要援護高齢者等の状況確認と適切な支援の実施、ケアマネジメントに係る基準および介護報酬等に係る柔軟な取扱いが可能であること等について、事務連絡が発出されている。

また、八代市、氷川町および宇城市において、県内外の介護支援専門員・社会福祉士等が在宅の高齢者等を個別訪問して状況把握等を行う取組が実施された。8月26日までの訪問総数は、八代市553件、氷川町471件、宇城市12件とされている。

5-4. 令和8年8月千葉豪雨における社会福祉施設等の被害状況

厚生労働省「令和8年8月千葉豪雨について（第14報）」（令和8年8月31日17時00分現在）は、千葉県内の高齢者関係施設90施設、障害者関係施設17施設において被害の報告があったとしている。医療施設については千葉県内25施設である。薬局については、千葉県薬務課からの8月26日時点の報告として、被害があった79施設のうち4施設が営業不可、1施設が状況確認中とされている。

高齢者関係施設（千葉県合計）の被災状況別の内訳は次のとおりである。

	「最大」欄（報告期間中の最大値）	「現在」欄（8月31日時点）
被災施設数	91施設	90施設
建物被害	46施設	38施設
停電	4施設	0施設
断水	9施設	2施設
浸水	74施設	72施設

障害者関係施設について、千葉県全体では、被災施設数は報告期間中の最大27施設に対し、8月31日時点では17施設であった。被害の内訳では、建物被害は最大7施設に対し6施設、停電は最大11施設に対し0施設、断水は最大7施設に対し1施設、浸水は最大18施設に対し11施設であった。

高齢者関係施設では、被災施設数のうち浸水として計上された施設が最も多かった。市町村別の被災施設数は、千葉市 34 施設、佐倉市 10 施設、柏市 7 施設、四街道市 6 施設、八千代市 6 施設であった。

個別事業所のサービス休止や再開状況については、今回確認した行政資料から具体的な情報を得ることができなかった。一方、報道では、被災した介護施設の事例が伝えられている。

毎日新聞（2026 年 8 月 27 日）によると、千葉県四街道市の介護老人保健施設「のぞみ」（医療法人社団敬徳会）では、4 階建ての建物の 1 階で最大 65 センチの浸水が確認された。入所者約 100 人に人的被害はなく、居室のある 2 階から 4 階には被害がなかったとされる。一方、1 階に設置されていたリハビリ機器、温熱治療器、ボイラーなどが浸水し、ボイラーの故障により入浴の提供ができなくなった。また、駐車場の車両 16 台が水没して使用できなくなり、約 80 人が利用する通所リハビリテーションおよびデイサービスは休止したと報じられている。

同記事では、施設側が損害額について数千万円から 1 億円に上る可能性を示していることや、法人単独での負担が難しいとして、クラウドファンディングや公的支援に期待していることも伝えられている。

なお、本調査では当該法人の業務継続計画の内容を確認しておらず、被災時の対応と BCP との関係や、その妥当性について評価するものではない。

また、毎日新聞は千葉県による集計として、257 の高齢者施設と 53 の医療施設が被災し、豪雨から 2 週間が経過した 8 月 27 日時点でも再開できていない施設が多いと伝えている。ただし、この集計値および再開状況について、本調査では対応する千葉県の公表資料を確認できていないため、報道資料に基づく情報として扱う。

一方、千葉県は 8 月 18 日の報道発表で、水道施設に被害が生じた市原市、四街道市、千葉市について個別に状況を確認し、復旧に必要な資機材の調達を支援したとしている。

5-5. 令和 8 年 8 月 27 日からの大雨における社会福祉施設等の被害状況

厚生労働省「令和 8 年 8 月 27 日からの大雨について（第 5 報）」（令和 8 年 8 月 31 日 9 時 00 分現在）では、高齢者関係施設について、富山県内で報告期間中に最大 3 施設が計上され、8 月 31 日時点では 1 施設となっている。被害の内訳は、停電が最大 1 施設に対し 8 月 31 日時点で 0 施設、断水が最大 1 施設に対し 1 施設、浸水が最大 2 施設に対し 0 施設であった。8 月 30 日時点の個別報告としては、氷見市の 1 施設が記載されている。

障害者関係施設については、富山県魚津市の 1 施設について 8 月 27 日時点の被害報告が記載されている。また、医療施設については、福井県坂井市の 1 施設の被害が報告されている。

一方、富山県「大雨に係る被害等の状況（8 月 27 日 12 時現在）」では、介護サービス事業所 19 事業所で雨漏り、床下浸水、雨水排水ポンプの故障が確認され、障害福祉サービス事業所 6 事業所で雨漏りや漏電が確認されたとしている。

厚生労働省資料と富山県資料では、確認される事業所数に差がみられる。ただし、両資料は集計時点や集計単位、対象範囲が異なる可能性があるため、数値を単純に比較することはできない。

また、8 月 27 日には、富山県および石川県に対して、被災した要介護高齢者等への対応、介護

報酬等の柔軟な取扱い、被保険者証等の取扱いについて厚生労働省から周知が行われている。内容は、令和 8 年熊本地震の際に示された介護保険関係の取扱いと同様のものである。個別事業所の状況については、時事通信（2026 年 8 月 27 日）が、富山県氷見市の高齢者施設で雨漏りが発生し、近隣河川の氾濫によって周辺道路も冠水したため、利用者全員を避難させたと報じている。ただし、同報道からは、当該施設のサービス種別、避難先、避難後の経過までは確認できない。

5-6. 災害復旧に係る財政支援制度

熊本県は、被災した介護サービス事業所等を対象として、建物と設備の二つの補助制度を案内している。

建物に係る補助

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金である。熊本県の案内によれば、災害復旧協議額が 1 件につき 80 万円以上（保険で対応される分を控除した金額）であることを要件とする。対象施設として掲げられているのは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、訪問看護事業所、老人福祉センター、老人福祉施設付設作業所、在宅介護支援センター、認知症高齢者グループホーム、在宅複合型施設、生活支援ハウス、小規模多機能型居宅介護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、介護予防拠点、地域包括支援センター、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所である。このうち通所介護事業所および地域密着型通所介護事業所は設置者が市町村または社会福祉法人である場合に補助対象とされ、認知症対応型通所介護事業所は設置者が市町村、社会福祉法人または民間法人の場合に補助対象とされている。提出書類には、3 者の見積書、建物図面、立面図、被害写真が含まれる。熊本市内の事業所等は熊本市が窓口とされている。

設備に係る補助

令和 8 年度社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分）である。熊本県の案内によれば、対象経費の実支出額が 30 万円以上であることを要件とし、被災事業所等の事業再開に必要な需用費、旅費、賃料、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費を対象とする。建物の復旧費は対象外とされ、パソコンや事業者所有の車両の購入費が例として挙げられている。総事業費から保険金その他の収入額を控除した額が対象となる。補助率は定額補助（10 分の 10）で、上限は 450 万円である。

設備補助の対象事業所として掲げられているのは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）の各事業所、および養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター、介護予防拠点である。令和 8 年 8 月 20 日時点で、交付申請の提出期限は未定とされていた。

熊本県は設備補助の留意事項として、被災時の写真を十分に撮影しておくこと、備品それぞれ

に被害があったことが分かる写真および施設の被災状況（外観・内観）の写真を撮ること、写真等がなく被害が確認できない場合は補助対象外となることを案内している。また、修繕にあたっては1者以上から見積を取り保管することを求めている。

申請期限の延長

厚生労働省は、令和8年熊本地震が激甚災害に指定されたことを受け、建物被害があった施設の復旧費を支援する社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の申請期限について、被災後30日から60日に延長して受け付ける旨を8月7日に周知している。

融資

独立行政法人福祉医療機構（WAM）は、令和8年6月24日から大雨（プレスリリース No.5）、令和8年熊本地震（同 No.11 および No.15）、令和8年8月13日から大雨（同 No.12）、令和8年8月27日から大雨（同 No.14）のそれぞれについて、対象地域の事業者を対象とした災害復旧資金等の取扱いを開始したことを公表している。厚生労働省も、災害復旧資金の融資および既存融資の返済猶予に係る相談を受け付けている旨を案内している。

その他

経済産業省は、令和8年熊本地震に関し、熊本県の10市10町1村に災害救助法が適用されたことを踏まえ、特別相談窓口の設置、災害復旧貸付、セーフティネット保証4号、既往債務の返済条件緩和等の支援措置を公表している。また厚生労働省は、日本政策金融公庫の融資に関して、局激の指定を受けた市町村において、市町村長等から被害を受けた旨の証明を受けた中小企業・小規模事業者等を対象に、貸付後3年間、1千万円までについて0.9%の金利引下げが実施される旨を8月25日時点で記載している。

図1 令和8年熊本地震における介護事業所等の主な復旧支援制度の比較

	建物に係る補助	設備に係る補助
制度	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金	社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分）
主な対象	対象施設・設置者に要件あり	在宅系を含む幅広い介護事業所・施設
金額要件	災害復旧協議額1件80万円以上（保険対応分控除後）	対象経費の実支出額30万円以上、上限450万円
対象例	建物の災害復旧	事業再開に必要な備品、パソコン、事業者所有車両等
記録・見積	被害写真、建物図面、立面図、3者見積等	被害写真、修繕見積1者以上の取得・保管等
留意点	対象施設・設置者要件を個別確認	写真等で被害確認できない場合は補助対象外と案内

注：制度の適用可否・対象経費は個別条件による。本図は熊本県が公表した案内内容を本調査の比較観点に沿って整理したものである。

6. 比較分析

3件の災害について、3. 調査方法に示した比較項目に沿って対照した結果を以下に示す。

6-1. 共通して確認された事項

いずれの災害においても、災害救助法の適用を受けた自治体に対し、被災した要介護高齢者等について利用者負担の減免および災害等による定員超過利用が認められることが周知され、被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できる取扱いが示されている。介護報酬等について緊急的に柔軟な対応が可能であることも、いずれの災害でも周知されている。

いずれの災害についても、独立行政法人福祉医療機構が災害復旧資金等の取扱いを開始している。

また、いずれの災害においても、厚生労働省の公表資料からは、事業所ごとのサービス休止の有無、休止期間および再開時期を確認できなかった。

6-2. 異なっていた事項

被害の内容には災害ごとの違いがみられる。令和 8 年熊本地震では、高齢者関係施設について建物被害、断水、ガス停止の報告が多く、浸水は集計項目に含まれていない。一方、令和 8 年 8 月千葉豪雨および令和 8 年 8 月 27 日からの大雨では浸水が集計項目に含まれており、千葉県では浸水として計上された施設数が最も多かった。

ライフラインに関する報告数の推移にも違いがみられる。令和 8 年熊本地震では、熊本県の高齢者関係施設について、停電は報告期間中の最大 66 施設から 8 月 31 日時点で 1 施設となっている。一方、断水は最大 379 施設に対し 241 施設、ガス停止は最大 166 施設に対し 102 施設が同日時点でも計上されていた。

令和 8 年 8 月千葉豪雨では、千葉県の高齢者関係施設について、停電は最大 4 施設から 8 月 31 日時点で 0 施設、断水は最大 9 施設から 2 施設となっている。一方、浸水は最大 74 施設に対し、同日時点でも 72 施設が計上されていた。

高齢者関係施設について公表された被災施設数にも差があり、報告期間中の最大値は熊本県 997 施設、千葉県 91 施設、富山県 3 施設であった。ただし、これらの数値は集計主体、集計時点、対象範囲などが同一とは限らないため、被害規模を単純に比較することはできない。

復旧支援に関する公表内容にも違いがみられた。令和 8 年熊本地震では、熊本県から建物および設備の復旧に関する補助制度の内容が具体的に示されている。一方、令和 8 年 8 月千葉豪雨および令和 8 年 8 月 27 日からの大雨については、本調査で確認した範囲では、同様の具体的な補助制度に関する情報を確認できなかった。

図 2 3 災害において公表資料から確認された主な被害・支援項目

比較項目	令和 8 年熊本地震	令和 8 年 8 月千葉豪雨	8 月 27 日からの大雨
建物被害	確認あり	確認あり	限定的に確認
停電・断水等	停電・断水・ガス停止	停電・断水	停電・断水
浸水	厚労省集計項目に含まれず	多数報告	富山県等で確認
人的・業務支援	災害支援ナース、DWAT、介護職員派遣等	行政による復旧支援等	介護保険関係の柔軟取扱い等

比較項目	令和 8 年熊本地震	令和 8 年 8 月千葉豪雨	8 月 27 日からの大雨
復旧資金制度	県補助制度・WAM 等を確認	WAM 等を確認	WAM 等を確認

注：本図は被害件数の規模比較を目的とせず、各公表資料で確認できた項目を整理したものである。集計主体・時点・単位が異なるため、災害間の単純比較はできない。

6-3. 資料によって結果が異なる事項

同一の災害についても、集計主体によって公表される数値が異なる例が確認された。

令和 8 年 8 月 27 日からの大雨では、厚生労働省の集計で、富山県の高齢者関係施設は報告期間中の最大 3 施設、8 月 30 日時点では 1 施設とされている。一方、富山県『大雨に係る被害等の状況（8 月 27 日 12 時現在）』では、介護サービス事業所 19 事業所で被害が確認されている。

令和 8 年 8 月千葉豪雨では、厚生労働省の集計で千葉県の高齢者関係施設 90 施設が計上されているのに対し、報道では、千葉県の集計として 257 施設が被災したと伝えられている。

これらの数値は、集計主体、集計時点、対象範囲、集計単位などが異なる可能性があり、単純に比較することはできない。いずれかの数値が誤っていると判断できる資料は確認されておらず、それぞれの集計条件を確認したうえで扱う必要がある。

6-4. 情報不足により比較できない事項

令和 8 年 6 月 24 日からの大雨、令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れ、令和 8 年 7 月 17 日から 18 日にかけての大雨については、介護・福祉事業所の被害を確認できる資料に到達できなかったため、比較の対象に含めていない。これは、これらの災害において介護・福祉事業所に被害がなかったことを意味しない。

サービス種別ごとの休止状況についても、行政資料からは比較できない。5-4 に記載した報道による 1 事例では、同一の建物内で入所サービスが継続し、通所サービスが休止したとされているが、この形が他の事業所にも生じたかどうかを確認できる資料には到達していない。

7. 考察

7-1. ライフライン被害に関する示唆

本調査で確認された範囲では、令和 8 年熊本地震において、停電は報告期間中の最大 66 施設に対し、8 月 31 日時点の『現在』欄では 1 施設であった。一方、断水は最大 379 施設に対し 241 施設、ガス停止は最大 166 施設に対し 102 施設が同欄に計上されていた。このように、ライフラインの種類によって公表値の変化には違いがみられた。ただし、『最大』『現在』欄の定義や報告の積み上がりの影響を十分に確認できていないため、これらの数値から実際の復旧速度を判断することはできない。

介護施設において断水が続いた場合、入浴、排泄介助、調理、洗濯、手指衛生に影響が及ぶ。

BCP において断水を扱う際に、飲料水の備蓄量のみを想定していると、これらの業務に必要な生活用水の確保が計画に現れないことになる。生活用水の確保手段と、確保できない場合に業務をどこまで縮小し、何に切り替えるかを、別の検討事項として並置する必要があると考えられる。

なお、厚生労働省が井戸の復旧費、施設内配水管の検査、小規模分散型水循環システムの利用に関する費用を順次補助対象として周知した経緯は、給水の確保が復旧上の課題として扱われたことを示す資料上の事実である。ただし、これらの措置が実際に事業再開への程度寄与したかについては、本調査では検証していない。

7-2. サービス種別に関する課題

介護サービスは、サービス種別によって必要とする経営資源が異なる。例えば、入所系では建物、給水、給食、電源等、通所系ではこれらに加えて送迎車両や入浴設備等、訪問系では職員の移動手段や道路の通行可否等が、事業継続に関係すると考えられる。居宅介護支援については、利用者情報、通信手段および給付管理の経路が関係すると考えられる。ただし、これらの対応関係を実証した資料は、本調査では確認していない。

5-4 に記載した報道による 1 事例では、居室に被害がない一方で、給湯設備、リハビリ機器および車両が使用できなくなり、入所サービスが継続する一方で通所サービスが休止したとされている。これは 1 事例であり、この形を一般化することはできない。ただし、建物の被害区分のみでは事業継続の可否を説明できない場合があることを示す事例として位置づけられる。

この点を踏まえると、BCP の被害想定を建物の損壊程度のみで組み立てた場合、送迎車両、給湯設備、道路といった資源単位の欠落が計画上に現れない可能性がある。サービス種別ごとに必要な資源を列挙し、いずれの資源が使用できない場合にどの業務を継続・縮小・代替するかを対応させる記載方法を検討する必要があると考えられる。

7-3. 復旧・資金面の課題

5-6 で確認したとおり、熊本県が案内している建物補助と設備補助では、対象となるサービス種別の範囲が異なる。訪問介護事業所、居宅介護支援事業所および福祉用具貸与事業所は、建物補助の対象施設として掲げられていない一方、設備補助の対象事業所には含まれている。また建物補助では、通所介護事業所および地域密着型通所介護事業所について設置者に係る要件が付されている。在宅系サービスに対する復旧支援が、建物ではなく設備・備品の側で構成されている点は、本調査で確認された事実である。

熊本県が設備補助の留意事項として、被災時の写真がなく被害が確認できない場合は補助対象外となる旨を案内していることは、復旧資金の取得可能性が被災直後の記録の有無に関係していることを示している。ただし、これは補助を受けるための要件として案内されているものであり、運営基準等が事業所に課している義務ではない。

また、介護報酬に関する柔軟な取扱いとして示されているのは、利用者負担の減免、定員超過利用、被保険者証の取扱い、請求明細書の提出期限、記録滅失時の概算請求等であり、いずれも請求事務および利用者負担に関する措置である。サービス休止に伴う減収そのものを補填する仕組みとしては示されていない。

これらを踏まえると、BCP において復旧局面を扱う場合、加入保険の補償範囲、被災状況の記録方法と保管先、復旧資金に関する相談先、法人としての運転資金の見通しといった項目を、平時に整理しておくことを検討する余地がある。制度の枠組みは災害ごとに立ち上がるため、金額を平時に確定することは困難であるが、手続の前提となる事項は事前に整理できる。

7-4 被災状況の報告と情報把握

介護施設・事業所の被災状況は、災害時情報共有システムを通じて報告する仕組みが整備されている。大阪府は、介護サービス事業所等に対し、BCP を確認したうえで、同システムの ID・パスワード、登録されている緊急連絡先メールアドレス、備蓄情報等を平時から確認・更新するよう求めている。また、BCP には、被災状況を災害時情報共有システムへ報告する旨を記載するよう周知している。

これらから、被災状況の報告は災害発生後に初めて行う手続きではなく、平時から入力体制を整えておくことが前提とされていることが分かる。事業所向けには、備蓄状況や被災状況報告の操作マニュアルも用意されている。

一方、実際の災害時にどの程度の事業所がシステムへ入力しているのか、また未入力の背景にどのような要因があるのかについては、本調査では確認できていない。今後は、自治体による入力状況の把握や、BCP への位置付けと実際の報告状況との関係を確認する必要がある。

7-5. 今後検証すべき仮説

本調査の範囲では検証していないが、今後の調査で検討に値する仮説として次の四点を挙げる。いずれも現時点では仮説であり、本調査により証明されたものではない。

第一に、介護事業の災害時の脆弱性は建物被害のみでは説明できず、車両、給排水設備、その他の設備、道路等の経営資源の喪失が事業継続可能性に関与しているのではないかと。

第二に、同一災害・同一法人であっても、入所、通所、訪問等のサービス種別によって事業継続の可能性および再開時期が異なるのではないかと。

第三に、介護 BCP の実効性を評価するには、利用者の安全確保に加えて、サービス再開までの期間と、再開を妨げた経営資源を追跡する必要があるのではないかと。

第四に、復旧資金の確保は介護事業の事業継続に関与する要素であるが、一般的な BCP においては具体化されていないのではないかと。

8. 調査の限界

本調査には、以下の限界がある。

第一に、本調査は行政機関、自治体、関係機関等の公開資料を中心としており、被災事業所への聞き取り調査は実施していない。そのため、公表されていない被害状況、対応の経緯、判断内容等は把握できていない。また、本調査では、災害時情報共有システムに蓄積された個別事業所の報告データを直接利用していない。そのため、行政機関が公表した集計値と、同システム上の入力状況との関係については確認できていない。

第二に、厚生労働省と都道府県等では、集計主体、集計時点、集計単位が異なる場合がある。

また、厚生労働省資料の「最大」「現在」欄についても、その定義を資料上で十分に確認できていない。このため、本調査で示した被災施設数等を用いて、災害間の規模や復旧速度を単純に比較することはできない。

第三に、行政資料からは、事業所ごとのサービス休止の有無、休止期間、再開時期を十分に確認できていない。個別事例について一部報道資料を使用しているが、どの経営資源の喪失がサービス休止や再開の遅れに結びついたかについて、因果関係を確認する調査は行っていない。

第四に、補助金・融資・保険等の実際の利用状況、職員自身の被災や参集状況、被災事業所の BCP 記載内容については確認していない。これらは今後の個別事例調査および追跡調査における検討課題とする。

なお、本調査で使用した被害状況等の数値は、それぞれ記載した時点における公表値であり、今後更新される可能性がある。

9. 今後の調査課題

本調査を踏まえ、今後次の調査を予定する。

第一に、令和 8 年熊本地震、令和 8 年 8 月千葉豪雨、令和 8 年 8 月 27 日からの大雨のそれぞれについて、被災事業所の復旧経過を継続的に確認し、サービス再開までの期間と、再開を妨げた要素を個別に整理する。

第二に、被災した事業所への聞き取りにより、公表資料では確認できない対応の経緯、判断の内容、人員の状況を把握する。

第三に、災害種別（地震、水害、土砂災害）による事業継続上の影響の違いを比較する。

第四に、補助金の交付実績、保険金、融資、寄付等が復旧に果たした役割を確認する。

第五に、業務継続計画の記載内容と実際の被災時の対応を照合し、計画のどの部分が使用され、どの部分が使用されなかったかを検討する。

第六に、令和 8 年 6 月 24 日からの大雨、令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れ、令和 8 年 7 月 17 日から 18 日にかけての大雨について、自治体資料等を追加で確認し、介護・福祉事業所への影響の有無を把握する。

10. 結論

2026 年 6 月から 8 月に発生した災害のうち、介護・福祉事業所への影響を公開資料から確認できたのは、令和 8 年熊本地震、令和 8 年 8 月千葉豪雨、令和 8 年 8 月 27 日からの大雨の 3 件であった。

厚生労働省第 60 報では、熊本県の高齢者関係施設について 997 施設の被害報告が記載されている。同報の 8 月 31 日時点の「現在」欄では、停電が 1 施設まで減少している一方、断水は 241 施設、ガス停止は 102 施設が計上されている。厚生労働省第 14 報では、千葉県内の高齢者関係施設 90 施設について被害報告が記載されており、浸水が最も多い被害区分である。令和 8 年 8 月 27 日からの大雨では、厚生労働省の集計と富山県の集計とで、対象となる施設数が異なっ

いた。

災害復旧に係る財政支援制度については、熊本県の案内において、建物に係る補助と設備に係る補助とで対象となるサービス種別の範囲が異なることが確認された。設備に係る補助は在宅系サービスを含む広い範囲を対象とし、被災時の写真がない場合は補助対象外となる旨が案内されている。

一方、事業所ごとのサービス休止の有無、休止期間、再開時期を示す資料には到達できず、どの資源の喪失がサービス休止に結びついたかについて、本調査では因果関係を確認していない。個別事例に関する記述は報道資料に基づくものであり、公表資料のみを用いた本調査の範囲では一般化できない。

本調査は初期スコーピング調査であり、被災地の復旧は継続中である。今後、被災事業所の復旧経過および行政支援の状況を継続して確認し、本調査を更新する予定である。

11. 参考資料・出典

(いずれも令和 8 年 9 月 6 日確認)

内閣府

- ・「災害救助法の適用状況（令和 8 年度）」
- ・「令和 8 年熊本地震による被害状況等について」
- ・「令和 8 年 8 月 27 日からの大雨による被害状況等について」（令和 8 年 9 月 2 日 10 時 00 分時点）

気象庁

- ・「令和 8 年熊本地震 ポータルサイト」（最終更新 令和 8 年 9 月 2 日）
- ・「令和 8 年 7 月 28 日 16 時 27 分頃の熊本県熊本地方の地震について（第 2 報）」（令和 8 年 7 月 28 日報道発表）
- ・「令和 8 年熊本地震について（令和 8 年 8 月 10 日 14 時 00 分時点）」
- ・「石川県、富山県にレベル 5 大雨特別警報発表」（令和 8 年 8 月 27 日 7 時 20 分）

厚生労働省

- ・「令和 8 年熊本地震について（第 60 報）」令和 8 年 8 月 31 日 17 時 00 分現在
- ・「令和 8 年 8 月千葉豪雨について（第 14 報）」令和 8 年 8 月 31 日 17 時 00 分現在
- ・「令和 8 年 8 月 27 日からの大雨について（第 5 報）」令和 8 年 8 月 31 日 9 時 00 分現在
- ・「令和 8 年熊本地震について」（災害・危機管理ページ）

都道府県

- ・熊本県「令和 8 年熊本地震に係る介護サービス事業所等の社会福祉施設等＜設備＞災害復旧補助金について」（令和 8 年 7 月 29 日更新）
- ・熊本県「令和 8 年熊本地震に係る社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金について」（令和 8 年 7 月 29 日更新）

- 千葉県「令和 8 年 8 月 13 日からの大雨に伴う災害に係る災害救助法の適用について（第 3 報）」
- 千葉県「令和 8 年 8 月千葉豪雨に対する取組について（8 月 18 日報道発表）」
- 富山県「大雨に係る被害等の状況（8 月 27 日 12 時現在）」
- 大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課『「大阪 880 万人訓練」への参加及び災害への備えについて（依頼）（高事第 1990 号、令和 8 年 8 月 21 日）』
- 大阪府「大阪府『事業所向け操作マニュアル（備蓄・被災状況報告編）』」

その他の公的機関

- 独立行政法人福祉医療機構 プレスリリース No.5、No.11、No.12、No.14、No.15
- 経済産業省「令和 8 年熊本地震に伴う災害に関して被災中小企業・小規模事業者支援措置を行います」（令和 8 年 7 月 29 日、8 月 25 日更新）

報道資料（個別事例の補足として使用）

- 毎日新聞 令和 8 年 8 月 27 日
- 時事通信 令和 8 年 8 月 27 日

調査・編集責任者：寺岡純子
発行：介護 BCP 教育研究所